令和９・１０年度鯖江市測量・建設コンサルタント等入札参加資格基準ならびに資格審査申請の時期および方法について

鯖江市で行う測量･建設コンサルタント等競争入札に参加を希望される方は､下記の要領により｢鯖江市測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請書｣を提出してください。

１　資格審査を受けることができる者

資格審査を受けることができる者は、次の（１）～（５）に該当するもので、かつ、（６）および（７）の要件を満たす者に限り競争入札参加資格審査の申請をすることができます。

（１）測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の登録を受けてから営業年数が３年以上であること。

（２）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の登録を受けてから営業年数が３年以上であること。

（３）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条第１項の登録を受けてから営業年数が３年以上であること。

（４）地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の登録を受けてから営業年数が３年以上であること。

（５）補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項の登録を受けてから営業年数が３年以上であること。

（６）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。

（７）次に掲げる税のうち納期限の到来しているものを滞納していないこと。ただし、アについては鯖江市内に本社または営業所を有する者に限る。

ア　鯖江市税

イ　法人税（申請者が法人である場合）

ウ　申告所得税（申請者が個人である場合）

エ　消費税および地方消費税

２　資格審査の申請期間

令和８年１１月１６日（月曜）から令和９年１月１８日（月曜）まで

受付時間	９時００分～１７時００分
資格適用日	令和９年５月１日
審査基準日	令和８年１０月１日

【注意事項】

・市の休日（土曜日、日曜日、休日および１２月２９日から１月３日まで）には、持参による申請書類の受付はできませんので、ご了承ください。

・申請期間の末日が市の休日の場合に限り、申請書類を提出される方は、必ず郵送としてください。（当該期間内の消印があるものに限り、受け付けます。）

3　申請書の提出先

〒916－8666　福井県鯖江市西山町１３番１号
鯖江市役所　政策経営部　財務管理課（鯖江市役所本館３階）
℡　0778－53－2222

4　資格審査の結果通知および公表

資格審査の結果により資格を得た方は、鯖江市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登載し、その名簿を鯖江市のホームページで公表します。
（公表予定　令和９年６月上旬）

5　資格の有効期間

令和９・１０年度の競争入札参加資格の有効期間は、令和９年５月１日から令和１１年４月３０日です。

6　資格審査の申請の方法

鯖江市指定様式により必要事項を記入の上、「3　申請書の提出先」へ申請してください。（郵送による提出可。電子申請は不可）なお、指定様式以外の申請用紙でも、指定様式に示す必要事項が記入してあれば可とします。

7　提出書類

入札参加資格申請で提出していただく書類は、次の表５に掲げるものです。よくお確かめの上、漏れなく提出してください。申請書類に不備がある場合は、資格審査を受けることができませんのでご注意ください。

また、申請書類に事実と異なる事項を記載していることが判明した場合には、資格を認定された後でも、その資格が取り消される場合があります。

☆　提出欄で ◎ の書類は、申請者は必ず提出してください。
☆　提出欄で ◇ の書類は、該当する申請者のみ提出してください。

表５　提出書類一覧（測量・建設コンサルタント等）

No	提出書類	様式	注意事項	提出
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	1	押印不要 別紙作成要領のとおり	◎
2	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（測量･建設コンサルタント等）	3-1 ①	別紙作成要領のとおり	◎
3	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	3-1 ②	別紙作成要領のとおり	◎
4	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	3-1 ③	別紙作成要領のとおり	◎
5	競争参加資格希望部門表	3-1 ④	別紙作成要領のとおり	◎
6	営業所一覧表（測量･建設コンサルタント等）	3-2	別紙作成要領のとおり　鯖江市内営業所の場合、確認調書を提出の事	◎

7	測量・建設コンサルタント等経歴書	第5号	直前 2 ヶ年について業務の種別毎に作成する。指定様式以外であっても指定様式に示す必要事項の記載があれば可。福井県内における実績調書を提出の事	◎
8	使用印鑑届	第8号	申請者の押印は不要。営業所等の代表者に委任する場合は、申請者は本社の代表者とする。使用印鑑は入札・契約に使用する代表者の印鑑とし、営業所等に委任する場合は、営業所等の代表者の印鑑とする。 会社印(角印)がない申請者は、会社印(角印)欄は押印不要。	◎
9	委任状	第9号	申請者および委任者の押印は不要。 営業所等の代表者に委任する場合に提出する。委任しない場合は提出不要。 委任期間は、令和9年5月1日から令和11年4月30日とする。	◇
10	暴力団等排除に関する誓約書	第10号	誓約書に書かれている内容を確認して押印して提出する。営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。	◎
11	市内営業所に関する確認調書	第11号	営業所において営業活動を行う人的配置がされ、かつ専任で常勤していないものは不可。営業所の要件を満たしているか確認するため、職員が営業所実態調査を実施する場合があります。	◇
12	各業種の登録証明書（写）	発行官公署様式	登録を希望する業務に対する許可証の写し、または許可証明書の写しを提出してください。登録を希望しない業務に係るものについては提出不要。	◎
13	登記事項証明書または身元証明書（写し可）	発行官公署様式	申請者が法人の場合、法務局が発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可)。申請者が個人の場合、本籍市町村が発行する身元証明書を提出してください。 申請日から3か月以内に発行されたもの。	◎
14	貸借対照表・損益計算書(写し可)	任意	法人の場合は、直近 1 ヶ年分の貸借対照表・損益計算書。個人の場合は、直近 1 ヶ年分の確定申告書または青色申告決算書とする。	◎
15	法人税または申告所得税、消費税および地方消費税に滞納のない旨の証明書（写し可）	発行官公署様式	申請者が法人の場合は、国税通則法施行規則別紙第 9 号様式その 3 の 3、個人の場合は、その 3 の 2 を提出してください。 申請日から3か月以内に発行されたもの	◎
16	鯖江市税に滞納のない旨の証明書（写し可） ※完納証明書	発行官公署様式	申請日から3か月以内に発行されたもの。 鯖江市内に本社または営業所を有する者のみ提出する。	◇
17	受付票	福井県様式第9号	受付票の交付を希望される方のみ提出してください。	◇
18	返信用封筒（受付票返送用）	任意	受付票の交付を希望される方のみ提出してください。返信先を明記してください。 必要な金額分の切手を貼付してください。 申請書を持参する場合は不要です。	◇

8　申請書作成上の注意事項等

（１）申請できる部門数の制限なし。但し、福井県内における申請業務の受注実績を添付する事。（実績なしの場合、「実績なし」の明記）

（２）申請書の提出部数は１部とする。

（３）申請関係書類および添付書類は、Ａ４版サイズ（原本での提出書類は除く。）とし、Ａ４版フラットファイル（ファイルの色指定は無し）に綴じ込みしてください。

（４）ファイル表紙および背表紙にはタイトルと会社名を必ず記入すること。
タイトルは、令和９・１０年度鯖江市測量･建設コンサルタント等入札参加資格申請書　とする。
　なお、ファイルに綴じ込みする順番は手前から提出書類一覧表に記載された順番にして、書類を綴じ込みしてください。
　受付票および返信用封筒（受付票返送用）は綴じ込み不要です。

（５）申請書類は片面印刷を基本としますが、以下の書類のついては両面印刷によるものでも可とします。（両面印刷を可とする書類　No7、12、13）

（６）各様式で国土交通省および県等の様式で内容が同じであれば、それを使用して申請しても構わない。

9　申請書に記載した事項に変更があった場合

　既に提出した競争入札参加資格審査申請書の記載事項について変更があった場合は、速やかに「３ 申請書の提出先」に変更届を提出してください。
　変更届の様式は、令和９・１０年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロードできます。

表６　申請書に記載した事項に変更があった場合

変更事項	添付書類	提出部数
商号または名称、所在地に変更があったとき	登記事項証明書（写し可）	1 部
代表者氏名に変更があったとき		
入札参加資格を有している業種、許可番号等に変更があったとき	許可書（写し） 廃業届（写し）など	1 部
入札参加資格審査を申請している業種のうち、取下げをした業種があるとき	－	1 部
使用印鑑に変更があったとき	使用印鑑届	1 部
委任する営業所等の所在地、代表者等に変更があったとき	委任状	1 部
合併等による事業の承継があったとき	登記事項証明書（写し可） 事業を承継したことを証明する書類（決算書、株主総会資料、合併協定書等）（写し可）	1 部

注１　会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更（個人から法人への変更）等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、所管の土木事務所または福井県土木管理課へお問い合わせください。

２　変更届の提出は、郵送でも可。
３　受付票が必要な方は、受付票（福井県様式第９号）に必要事項を記入の上、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

１０　資格の取消しおよび停止について

① 市の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」といいます。）が次のいずれかに該当するに至ったときは、原則として、資格を取り消します。
ア　「１ 資格審査を受けることができる者」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
イ　資格審査申請書に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。
ウ　破産手続開始の決定があったとき。
エ　その他市長が必要と認めるとき。

② 有資格者がいずれかに該当するときは、相当の期間、資格を停止します。
ア　変更の届出をしなかったとき。
イ　資格承継の承継申請をしたとき。
ウ　その他市長が必要と認めるとき。

１１　資格の承継および資格の再審査

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、資格の承継および資格の再審査をすることがあります。詳しくは、所管の土木事務所または福井県土木管理課までお問い合わせください。

・法人である有資格者について、新設合併または吸収合併があったとき。
・法人である有資格者について、新設分割または吸収分割があったとき。
・個人である有資格者が法人を設立し、その代表者となったとき。
・個人である有資格者の死亡等により、家業の相続があったとき。
・会社の合併、事業の譲渡等により新たに会社が設立されたとき。
・会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定を受けたときまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定を受けたとき。

１２　様式１（共通書式）の作成要領

（１） 英数字については、半角で入力すること。
（２） 様式上「※」に該当する項目については、鯖江市において記載するため申請者では記載しないこと。
（３） **「01 新規・更新」**欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお、「新規」とは、鯖江市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請する場合をいう。過去に何度か申請したことがあって、前回の申請（令和７・８年度入札参加資格申請のこと。資格の有効期間は令和７年４月１日から令和９年４月３０日までのもの）を行っていない場合については「更新」とする。

（４）　**「02 受付番号」、「03 業者コード」**欄については、鯖江市において記載するため申請者では記載しないこと。

（５）　**「04 法人番号」**欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３９条第１項または第２項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された１３桁の法人番号を記載すること。

なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。

（６）　**「05 建設業許可番号」**欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９第１項の請求により国土交通省または都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。

（７）　**「06 適格組合証明」**欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長または沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日および番号を記載すること。

（８）　**「09 商号又は名称」**欄における株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

（９）　**「11 代表者氏名」**欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネームおよびミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

（１０）　**「12 本社（店）電話番号」**欄および**「16 担当者電話番号」**（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番および番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

（１１）　**「17 担当者メールアドレス」**欄については、鯖江市からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

（１２）**「18 代理申請時使用欄」**は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄へ

の記載は不要であること。

（１３）　**「19 外資状況」**欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[　]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：１００％）とは１００パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

（１４）　**「20 営業年数」**欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（１年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（１年未満切り捨て）を記載すること。

（１５）　**「21 常勤職員の人数（人）」**欄について、「① 技術職員」および「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員または事業主の数を内数で記載すること。

（１６）　**「22 設立年月日（和暦）」**欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。

なお、個人の場合には記載を要しないこと。

（１７）　**「23 みなし大企業」**欄については、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数または出資金額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数または出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

１３　様式３－１ 競争参加資格希望業種表・経営状況調査票の作成要領

（１）　**「24 測量等実績高」**の 各欄については、次により記載すること。

ア　**「競争参加資格希望業種区分」**欄は、表７に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載すること。

表７　様式３－１関係

契約の種類	コード	業種区分	業務内容
測量等に関する契約	01	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	02	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)
	03	土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、海岸･海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、トンネル、施工計画･施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
	04	地質調査業務	地質調査
	05	補償コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	06	その他の業種	電気通信設備調査･設計、情報処理システム調査･設計、工事監理(電気通信)、航空･宇宙関連調査･設計等

イ　**「直前々年度分決算」**および**「直前年度分決算」**の「　年　月から　年　月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前１年度分決算の前の決算による実績高を、**「直前年度分決算」**欄に審査基準日直前の決算による実績高を、および**「前２ヶ年間の平均実績高」**欄には両決算に基づき算定した前２ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入)。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※　建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が１事業年度１回の場合には、「直前々年度分決算」および「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

（２）　**「25 有資格者数」**欄については、表８の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

表８　資格一覧表

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として５年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として５年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（いわゆる「みなし講習」受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省告示第 1526 号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成４年法律第 51 号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者
ＲＣＣＭ	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第２次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）または応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理または造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者または第３種電気主任技術者の免状を受けている者
		消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による甲種消防設備士または乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得もしくは使用、これに伴う損失の補償またはこれらに関連する業務に関し７年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

（３）　**「26 自己資本額」**欄については、次により記載すること。

ア　**「① 株主資本」**欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本余剰金、利益余剰金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益余剰金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、(事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得

金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Ｂにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「０」での申請となること。

イ　**「② 評価・換算差額等」**欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ　**「③ 新株予約権」**欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

（４）　**「27 経営状況(流動比率)」**欄の**「① 流動資産」**および**「② 流動負債」**の各欄は、直前１年度分検査によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

（５）　**「28 登録を受けている事業」**欄については、表９の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号および登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

表９　登録を受けている事業

登録等の名称	内　容
測量業者	測量法第 55 条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第 23 条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第２条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第２条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第８条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第 107 条による登録を受けている場合

（６）　**「29 営業年数の詳細」**の**「④ 営業年数」**欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

（７）　**「30 競争参加資格希望部門」**欄については、建設コンサルタント業務および補償コンサルタント業務は各部門を１部門としてカウントする。

１４　添付資料の作成方法

添付資料のうち官公署が行った証明書類については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。

なお、公的機関の証明書については、申請日より３か月以内に発行されたものであれば有効とする。

（１）　営業所一覧表（様式３－２）

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。「営業区域コード」については、「01」を記載すること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて２頁目以降を作成すること。

（２）　測量・建設コンサルタント等経歴書（様式第５号）

直前２ヶ年について業務の種別毎に作成すること。指定様式以外であっても指定様式に示す必要事項の記載があれば可とする。

（３）　使用印鑑届（様式第８号）

① 使用印について、使用印鑑（丸印）の枠内に押印すること。
② 営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。
③ 使用印鑑は入札・契約等に使用する代表者の印鑑とし、営業所等に委任する場合は、営業所等の代表者の印鑑とする。
④ 会社印（角印）を所有していない場合は、会社印（押印）欄は押印不要。

（４）　委任状（様式第９号）

営業所等の代表者に委任する場合に使用し、本社で登録する場合は提出不要。委任者は本社の代表者とする。委任の期間は、令和９年５月１日から令和１１年４月３０日までとする。

（５）　暴力団等排除に関する誓約書（様式第１０号）

営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。

誓約書に書かれている内容を確認し押印すること。

（６）　国税および地方税納付証明書

① 市内業者および市内に営業所を有する業者については、市税および国税（その３の３またはその３の２）の全てに滞納のない旨の証明書を添付する。
② 市外業者については、国税に滞納のない旨の証明書（その３の３またはその３の２）を添付する。

（７）　登記事項証明書または身分証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記載されている事項を証明した書面（同法第１０条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。

提出する登記事項証明書の種類は、「現在事項全部証明書」とすること。（履歴事項全部証明書でも可）

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁または権限のある機関の発行する書面とすることができる。

登記事項証明書･･･　申請者が法人の場合に提出する。申請時から３か月以内に発行されたものとする。

身元証明書･･･　　申請者が個人の場合に提出する。申請時から３か月以内に発行されたものとする。

（８）　登録証明書等

様式３－１③「28 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しない。

（９）　財務諸表類

申請者が自ら作成している直近１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書および利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいう。

会社法および会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表および損益計算書をいう。